

県民医療対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の医療水準の向上のため、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、別表の第1欄に掲げる各事業に、第2欄に掲げる者（以下「事業者」という）が実施する次の事業とする。

- (1) 中毒情報センター事業
- (2) 公衆衛生対策事業
- (3) 救急医療及び災害救助対策事業
- (4) 地域歯科保健推進事業
- (5) 地域保健医療対策事業

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、その算出方法は、次によるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる事業区分別に、第3欄に定める対象経費の実支出額の3分の1以内の額を限度とする。
- (2) 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を補助額とする。

(申請書の提出期日等)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添え提出するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、事業者は速やかに変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係

る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第4条の2 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠するように努めなければならない。
- (6) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (7) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第6条 前条第1号から第3号までの規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の実施状況について、当該要求に係る事項を実施状況報告書(第3号様式)で知事に報告するものとする。

(実績報告)

第9条 規則1第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条の2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、平成 年度消費税仕入控除税額報告書(第5号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 11 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(書類の経由)

第 12 条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 25 日から施行する。

別表

1 事業区分	2 事業者	3 対象経費
中毒情報センター事業 公衆衛生対策事業 救急医療及び災害救急対策事業	知事が認める公益的団体等	事業の実施に必要な運営経費（報償費、会議費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）
地域歯科保健推進事業	知事が認める公益的団体等	事業の実施に必要な運営経費（報償費、会議費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）
地域保健医療対策事業	知事が認める公益的団体等	事業の実施に必要な運営経費（報償費、会議費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）

第1号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

年 月 日

平成 年度県民医療対策事業補助金交付申請書

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

法人（団体）名

ふりがな

代表者氏名 ㊟

生年月日 H.S.T 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

平成 年度県民医療対策事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の目的及び内容
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
- 3 交付申請額
- 4 交付申請額の算出方法
- 5 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙のとおり）

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

第1号様式別紙 (用紙 日本工業規格 A4縦長型)

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (平成 H. 昭和 S. 大正 T)	性別 (男・女)	住所
代表者					

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人(団体)名

代表者氏名

印

第2号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 } Ⓜ
法人にあつては、名
称及び代表者氏名

県民医療対策事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた県民医療対策事業費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第3号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 [法人にあつては、名
称及び代表者氏名]

県民医療対策事業実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた県民医療対策事業費補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業の経費の執行状況

備考 原則、氏名欄の押印は不要とする。ただし、補助金の事務手続上、本報告書が補助金の概算払いの算定資料となるなど、補助金の支出命令の根拠となる場合にあっては、押印を要する。

第4号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 [法人にあつては、名] 印
称及び代表者氏名

県民医療対策事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた県民医療対策事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

1 事業実績

2 収支実績

第5号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者氏名} \end{array} \right]$ 印

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた県民医療対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

